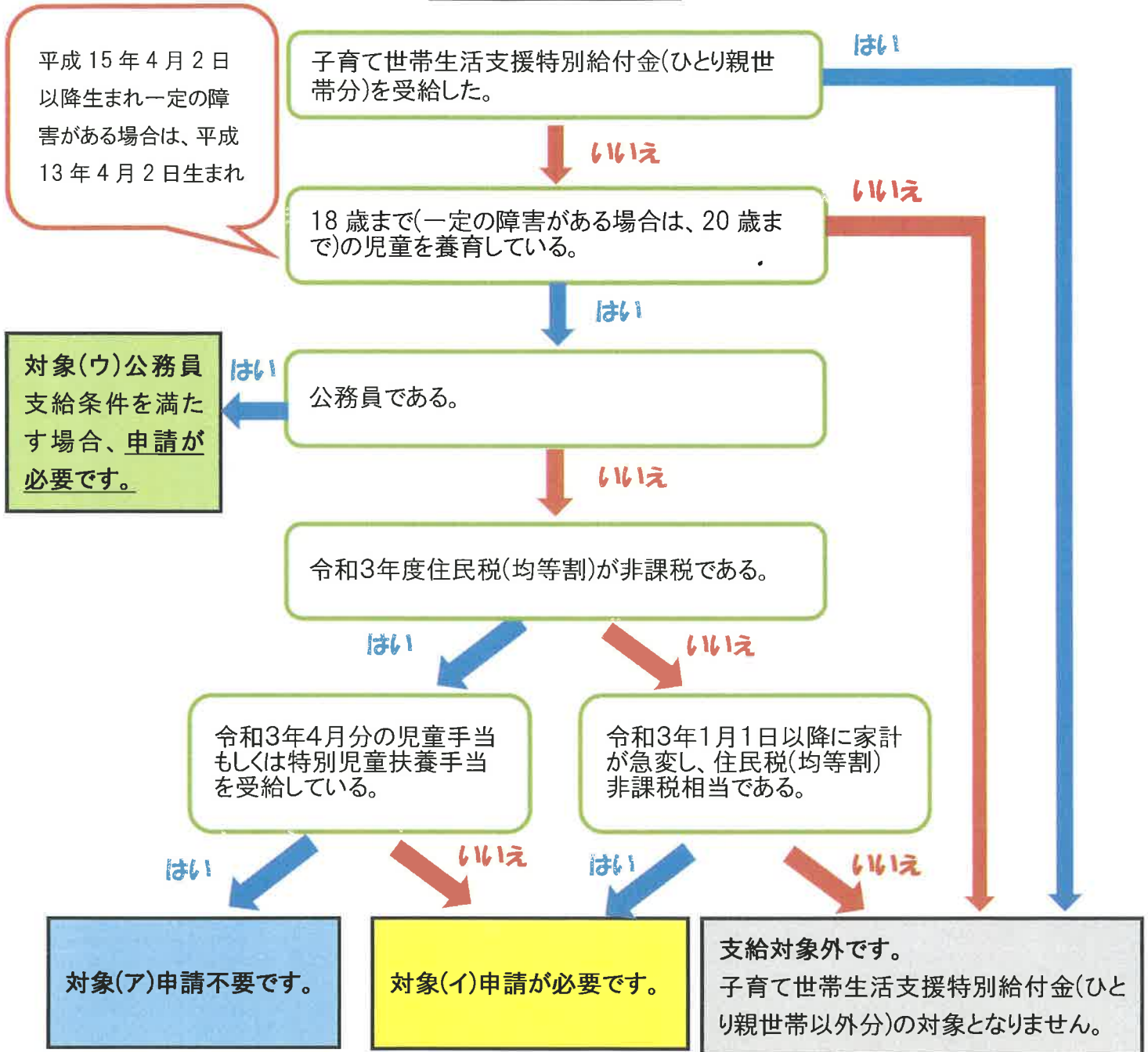


低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)

対象者フローチャート



対象(イ)(ウ)申請が必要な方の例

- ・家計が急変し、住民税(均等割)非課税相当になった方で、令和3年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当を受給している方
- ・令和3年度住民税(均等割)非課税の方で、高校生以上の児童のみを養育しており、令和3年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当を受給していない方
- ・家計が急変し、住民税(均等割)非課税相当になった方で、高校生以上の児童のみを養育しており、令和3年4月分の児童手当もしくは特別児童扶養手当を受給していない方。

住民税(均等割)非課税(相当)限度額は裏面に記載しています。